

* 学生便覧より

2. 健康管理

健康管理は、学生生活においてきわめて大切な事ですが、軽視されがちです。若さに任せて不摂生をしたため健康を害したり、学習に支障をきたしたりすることのないよう、健康管理には、十分配慮してください。

感染症における登学停止について

感染症にかかった場合、他の学生に感染するおそれがあるため、学校保健法施行規則により登学停止となりますが、この間は欠席扱いになりません。医師の治癒証明書を学務課に提出の上、登学してください。

出席停止期間の基準は下記のとおりです。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、SARS、 鳥インフルエンザ 等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

* 手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

* 高崎市医師会ホームページより引用

禁煙について

本学敷地内及び建物内、周辺歩道は禁煙です。駐車場における車内での喫煙もできません。